

一般社団法人 フリースクール愛媛 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人フリースクール愛媛(以下「本法人」という。)の会員の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会審査)

第2条 本法人に会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。

2 理事会において入会申込書の内容及びその他必要事項を審議し入会の可否を決定することとする。

(入会不可理由の告知)

第3条 入会を不可とする場合、この法人は、不可とした理由を告知しないこととする。

(退会手続き)

第4条 会員は、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して告知しなければならない。

(会費の額)

第5条 会員の会費は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人会員の会費は、口数に応じた額とし、1口につき月額3,000円とする。

(2) 法人会員の会費は、口数に応じた額とし、1口につき年額100,000円とする。

(会費の納入)

第6条 会員は、本法人から会費の請求を受けたのち、本法人が指定する期日及び指定する方法により会費を納入しなければならない。

2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

(自動継続)

第7条 事業年度末現在の会員は、翌年度に自動的に継続することとする。

2 個人会員および法人会員の会費の口数は、変更の届出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続することとする。

(会費の滞納)

第8条 会員が3ヶ月以上会費を滞納した場合、書面又は電磁的方法により催告する。

2 前項の催告から3ヶ月以上、会費の納入に応じないときは、会員資格を喪失する。

(会費の返還)

第9条 既納の会費はこれを返還しない。

(規程の改正)

第10条 本規程は、社員総会の決議により改正することができる。変更後の規程は、本法人の発行する機関紙・ホームページ等により、会員に告知する。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附則1. この規程は、平成31年3月18日から施行する。